

第4期中期計画及び令和4年度年度計画の変更(案)について

- 1 「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年 12 月 24 日閣議決定)」及び「情報システムの整備及び管理の基本的な方針(令和3年 12 月 24 日デジタル大臣決定)」を踏まえ、独立行政法人通則法第 29 条第1項に基づき、主務大臣から第4期中期目標について変更する旨の指示を受けたことに伴い、第4期中期計画(同法第 30 条第1項)及び令和4年度年度計画(同法第 31 条第1項)の変更が必要となった。

- 2 このため、第4期中期計画及び令和4年度年度計画に、
「情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年 12 月 24 日デジタル大臣決定)に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討する。」
旨を記載。

- 3 併せて、元号(平成→令和)を変更。

独立行政法人農林漁業信用基金中期目標(第4期、平成30年度～令和4年度)一部変更 新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

改正後	改正前
<p>第2 中期目標の期間 信用基金の中期目標の期間は、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の効率化 (略) 2 経費支出の抑制 (略) 3 調達方式の適正化 (略) 4 電子化の推進 業務の効率化及び簡素化を図る観点から、情報システムの改善に努めるとともに、ICTの活用等による電子決裁や情報デジタル化(ペーパーレス化)の取組など業務の電子化を推進する。 <u>情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討する。</u> 	<p>第2 中期目標の期間 信用基金の中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の効率化 (略) 2 経費支出の抑制 (略) 3 調達方式の適正化 (略) 4 電子化の推進 業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、ICTの活用等による電子決裁や情報デジタル化(ペーパーレス化)の取組など業務の電子化を推進する。